

仕様書

1 業務名称

令和2年度大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 目的

鶴見区においては、平成25年5月までに区内全12地域で地域活動協議会（以下「地活協」という。）が形成されており、中間支援組織の継続的な支援によって地活協の意義や役割について理解を得られてきている。しかしながら、地域ごとに自律的運営に向けた取組みの進捗に差があることから、取組みを進めていくためには、より各地域の実情に則した支援が必要である。

このような支援を行うためには、民間事業者の柔軟な立場から、地域の各種団体の人材育成や組織運営を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担うための中間支援組織が必要である。

本業務は、中間支援組織を活用して、地活協の自律的な地域運営にかかる取組みの積極的支援等を行うことにより、コミュニティ豊かで住民主体の自律的な地域運営が行われる地域社会づくりの実現を目的とする。

(参考) 市政改革プラン -新しい住民自治の実現に向けて- (平成24～平成26年度)

<http://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-2-12-2-0-0-0-0-0-0.html>

市政改革プラン2.0 -新たな価値を生み出す改革-

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000374451.html>

市政改革プラン2.0-ニア・イズ・ベターのさらなる徹底-

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000407899.html>

豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000307831.html>

令和2年度以降の市政改革計画について (基本的な考え方) [案]

<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000480065.html>

令和2年度以降の市政改革計画における具体的な取組項目 (案) について

<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000486858.html>

3 発注者

大阪市鶴見区役所 (以下「区役所」という。)

4 委託期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

5 まちづくりセンターの開設

(1) 名称

鶴見区まちづくりセンター (以下「まちづくりセンター」という。)

(2) 開設場所

鶴見区内

- ・開設場所の決定にあたっては、事前に区役所と十分に協議をすること。
- ・事務所開設費用及び光熱水費等の実費は受注者が負担すること。ただし、受注者が区役所内にまちづくりセンターを開設するときは、事務スペース、事務机及び椅子を無償で提供する。

(3) 設置期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

(4) 開設日・開設時間

開設日及び開設時間は、区役所の執務時間内で調整を行うこと。

なお、開設日・開設時間外（夜間や土・日・祝日など）に地活協の会議や行事が開催される場合も、支援者のニーズに応じて地域等に出向き、支援を行うこと。

【参考】

区役所の執務時間

平日（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く）の9時～17時30分

(5) 業務責任者の設置

本業務委託全体を総括し、まちづくりセンター職員の指揮監督を行うとともに、本業務委託に関して区役所との協議、連絡調整等を行う、業務責任者を設置すること。

業務責任者は、(6)の「アドバイザー」との兼務を可能とする。

(6) 業務体制の確立

地域活動協議会（以下「地活協」という。）の積極的支援を行うため、まちづくりセンター職員として、次の職員を配置し、業務体制を確立すること。

ア アドバイザー（地域まちづくり支援員との兼務可）

【主な業務】

- ・「イ 地域まちづくり支援員」の統括
- ・「イ 地域まちづくり支援員」への助言・指導
- ・必要に応じ、区役所や地域団体等の相談にも応じること。

イ 地域まちづくり支援員

【主な業務】

- ・地活協の自律的な地域運営にかかる積極的支援
（具体的な支援内容は「6 業務内容」のとおり。）
- ・配置にあたっては、支援に必要となるファシリテートやコーディネート、会議等の運営の手法や知識等を有する者を積極的に配置し、必要があれば受注者において研修等を行うこと。
- ・配置人数については、鶴見区でのこれまでの取組み・成果・課題及び今後の支援方法（別添1）や取組状態の総合評価と自立度の状況（別添2）などを参考に、効果的に支援を行える人数を配置すること。また、常に地域団体等と連携連絡ができるように配慮すること。
- ・「イ 地域まちづくり支援員」は、その業務において地域と接することが多いため、その採用や配置等については、事前に区役所と十分に調整を行うこと。

6 業務内容

「令和2年度以降の市政改革計画における具体的な取組項目（案）について」の改革の柱4の内容をふまえ、「1 目的」を達成するために、次の業務を行うこと。

(1) 自律的運営に向けた地活協の取組にかかる積極的支援

各地活協において「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組み（イメージ）」（別紙1）の取組が行われるよう、積極的に支援を行うこと。

業務の実施にあたっては、「鶴見区のこれまでの取組み・成果・課題及び今後の支援方法」（別添1）や取組状態の総合評価と自立度の状況（別添2）を参考に効率的に実施するとともに、特に地域毎の課題については重点的に支援することで課題解決を図ること。

また、令和2年度は、新規役員の増加が見込まれていることから、地活協の意義や地活協

に求められる機能など、役員変更が行われた地域に対して重点的に支援するなどの工夫を行うこと。

(2) まちづくりレポートの活用と充実

地活協自ら地域課題を発見、解決できるよう支援するため、地域ごとに作成しているまちづくりレポートの内容を、区役所と連携して充実させ、情報発信などを行う。また、地域だけでなく、地域を支援する鶴見区役所職員が活用するためのツールとして、「鶴見区地域活動データブック」を制作するとともに、その内容や活用方法について地域と共有し、必要に応じ勉強会等を開催する。

(3) 広報

ホームページやSNS などにより、地活協の活動等を効果的に広報すること。

また、毎月発行している区役所の広報紙「広報つるみ」において、地域活動協議会の活動紹介を行うこと。内容については区役所と調整すること。

(4) 大阪市との連携

ア 研修等への参加

区役所や大阪市市民局が開催する受注者が出席可能な研修、情報共有会（以下「研修等」という。）などに積極的に参加し、情報収集・情報交換等を行うこと。

また、研修等の実施に伴い、区役所から受注者に対して地域活動協議会等に対する支援の状況を照会する場合がありますので、これに協力すること。

イ 区役所が実施する会議等への出席

区役所が実施する会議等へ出席し、地域の情報等について共有を行うこと。

【令和2年度 開催予定の会議】

地域健康福祉戦略会議 年2回程度

地域健康福祉戦略会議 連絡調整会議 年2回程度

地域担当連絡調整会議 年1回程度

※予定であり変更の可能性があるので留意すること。

ウ 区役所との情報共有

週に1回、区役所において開催するミーティングに参加し、地域の状況等について区役所職員と情報共有を図ること。

【具体的な成果目標】

1 「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組み（イメージ）」（別紙1）の自律的に実施すべき基本的な事項の全項目を達成

2 大阪市が実施する利用者アンケート（別紙5）

(1) まちづくりセンターの支援に満足していると感じている割合...80%以上

(2) まちづくりセンターの支援により、さまざまな団体が集まって、地域の活動や課題について話し合うことが活発になっていると感じる割合...70%以上

(3) 自律的な地域運営（※2）に取り組めるようになっていくと感じる割合... 70%以上

※1 割合を算出するにあたり、無回答数は回答数から除く

※2 自律的な地域運営とは、まちづくりセンター等に頼らなくとも、住民の皆さん自らが主体的に様々な取組を行うことができている状態

3 勉強会等の開催

(1) 地活協の自律運営に向け、各地域のニーズに応じた勉強会等（ニーズ把握、担い手発掘、自主財源の確保等）…12回以上（1地域1回以上）

(2) 鶴見区内のNPO、企業等の地活協への参画やネットワークを促すための勉強会等…1回以上

7 事業評価等について

令和2年8～9月頃及び令和3年1～3月頃に、事業評価及び検証を実施する予定であるので、大阪市の求める資料を提出すること。また、これらの検証等をふまえ、区役所と受注者が改善策等について協議のうえ、必要に応じ委託業務内容に反映し、業務を遂行するものとする。なお、この事業評価及び検証の結果については公表する。

8 服務規律等

- (1) 受注者は、従事者に対し、本業務委託を行うに適した服装及び名札を着用させ、本業務委託の従事者であることを明確にするとともに、市民等に不快感を与えないよう常に清潔に保たせなければならない。
- (2) 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (3) 受注者は、大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。
- (4) 受注者は、本業務委託従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。(平成18年4月6日付け市民第19号「平成18年度本市並びに本市監理団体が恒常的に業務委託する業者について」に基づく。)

9 提出物

次のとおり遅滞なく提出すること。提出時期等については提出書類一覧(別紙2)のとおり。

- (1) 業務計画書
業務の実施に先立ち、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、区役所に提出すること。
- (2) 業務報告書
 - ア 実施報告書(日次)
受注者は、業務の実施状況を記載した実施報告書(日報)(様式:別紙3-1、3-2)を作成し、区役所に提出すること。
 - イ 実施報告書(月次)
受注者は、業務の実施状況を記載した実施報告書(月次)(様式:別紙4)を作成し、区役所へ提出すること。
 - ウ 業務完了報告書
受注者は、業務を完了したときは、業務の詳細な内容を記載した業務完了報告書を作成し、区役所へ提出すること。
- (3) 事業評価関連資料
令和2年8～9月頃及び令和3年1～3月頃に、事業評価及び検証を実施する予定であるので、大阪市の求める資料を提出すること。
なお、平成30年度の資料を鶴見区ホームページに掲載しているので参考とすること。
<https://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi/page/0000471892.html>
- (4) 人権問題研修実施報告書
「8 服務規律等」の(4)に記載している人権研修終了後、速やかに提出すること。
- (5) その他、区役所が必要とする書類を求めに応じて提出すること。

10 再委託について

- (1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託す

- ることとはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
 - (3) 受注者は、上記 (1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により大阪市の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
 - (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
 - (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

11 事務引継ぎについて

業務を円滑に運用できるよう、現行の「平成 31 年度大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託（契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）」の受注者からの事務引継ぎを受けること。また、次期受注者に対し事務引継ぎを行うこと。なお、引継ぎの際は、適宜区役所が立ち会うものとする。

12 その他

- (1) 本業務委託における支援対象の関連資料は、大阪市鶴見区HP「地域活動協議会」や「区の統計」を適宜参照すること。

【参考】

「地域活動協議会」

<http://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi/category/3821-4-0-0-0-0-0-0.html>

「区の統計」

<http://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi/page/0000001212.html>

- (2) 本業務委託については、地域実情に合わせ、区役所と連携や役割分担を図りながら実施すること。
- (3) 本業務委託については、地域における他の中間支援組織の取組みと連携を図りながら実施すること。
- (4) 受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。
- (5) 事業の実施にあたっては、アンケートの実施などにより、事業効果の分析を行うこと。
- (6) 区役所の求めに応じ、適宜、情報収集及び調査・分析を行い、フィードバックを行うこと。
- (7) 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、その都度、区役所と受注者において適宜協議、調整し決定する。
- (9) 契約締結までの間に、区役所及び受注者により、本業務委託実施にあたり、仕様書の内容確認及び事前の協議を行い、必要に応じ協定書等による合意を形成する。

- (10) 支援にあたっては、大阪市の事業を積極的に活用すること。(経費は原則として大阪市の負担。)
- 活用できる大阪市の事業(一例)
- ア 大阪市市民活動総合支援事業(大阪市市民局委託事業)
 - イ 地域公共人材バンク事業(大阪市市民局委託事業)
 - ウ その他各種大阪市職員による出前講座等
- (11) 印刷物を作成する際は、環境への負荷ができる限り少ない再生紙製品を使用することとし、区役所に納入する際は、大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。
- (12) 受注者は、本業務が大阪市の事務又は事業を実施する事業者であることから障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。
- (13) 公募型プロポーザルにおける企画提案及び選定委員の付帯意見等をふまえ業務を行うこと。詳細については区役所と協議すること。

【特記事項】

1 地域活動協議会の事務局機能について

地域活動協議会から依頼があった場合は、必要に応じて本契約と別途に、地域活動協議会と適宜契約を締結するなどし、地域活動協議会の会計事務等の事務局機能を担うことができる。受注者が、地域活動協議会の事務局事務を実施する場合は、区役所に届け出ること。なお、事務局事務については、基本的に地域活動協議会の拠点において実施するものとするが、本契約における業務の遂行に支障をきたさない範囲で、鶴見区まちづくりセンターにおいて、これを実施することを妨げない。

2 区単位で活動している地域団体に係る支援について

区役所から依頼があった場合は、本契約とは別途に、区役所と中間支援組織が委託契約を締結し、区単位で活動している地域団体に対し、会議開催や地域活動協議会との連携の円滑化等について適宜支援を行うこと。

鶴見区でのこれまでの取組み・成果・課題及び今後の支援方法

【取組み・成果】

- ・ 中間支援組織による事務処理支援により、各地域活動協議会の事務スキルは高まってきた。
- ・ 地域活動協議会の意義や役割については一定の理解を得た。

【課題】

- ・ 地域活動協議会の意義や役割について、地域によっては担い手一人ひとりの理解が不十分な地域がある。
- ・ 組織運営について、一部の担い手に会計処理の負担が集中していたり、議決のあり方について不十分な地域があったりと、地域活動協議会ごとに弱みありそれぞれに濃淡がある。
- ・ 防災や広報の取組みについては、地域活動協議会同士が連携し情報共有できる場を設け、取組みの拡大を促進する必要がある。

【今後の支援の方向性】

- ・ 地域活動協議会への理解や組織運営等については、地域により状況が異なっており課題やニーズに応じた支援が必要不可欠であるため、年度当初に支援計画を策定し、各地活協の状況に応じた支援を実施する。
- ・ 継続安定的に自律運営が行われている分野については、支援を減らしていく。

名称	設立時期	構成 団体数	広報等の状況 (令和元年 12 月現在)			
			広報紙	HP	Face book	その他
特定非営利活動法人 緑・ふれあいの家	平成 24 年 8 月	33	36 号	○	○	ブログ
鶴見北地域活動協議会	平成 25 年 5 月	16	15 号			
鶴見地域活動協議会	平成 25 年 5 月	15	8 号			
NPO 法人 榎本地域活動協議会	平成 23 年 11 月	18	35 号	○	○	ブログ flickr Twitter
今津地域活動協議会	平成 25 年 5 月	20	20 号		○	Instagram
茨田南地域活動協議会	平成 25 年 3 月	19	27 号	○		
茨田地域活動協議会	平成 25 年 5 月	23	14 号	○		
茨田東地域活動協議会	平成 25 年 3 月	21	12 号	○		
茨田北地域活動協議会	平成 25 年 5 月	18	25 号	○	○	
焼野地域活動協議会	平成 25 年 2 月	22	20 号	○		
茨田西地域活動協議会	平成 24 年 8 月	23	22 号	○	○	
横堤地域活動協議会	平成 25 年 4 月	19	11 号	○		Instagram

取組状態の総合評価と自律度の状況

大項目	中項目
I 地域課題の取組	① 地域課題やニーズに対応した活動の実施
II つながりの拡充	② これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進
	③ 地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働（担い手の拡大含む） 【地域活動協議会内部】
III 組織運営	④ 地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働【外部との連携・協働】
	⑤ 議決機関（総会・運営委員会等）の適正な運営
	⑥ 会計事務の適正な執行
	⑦ 多様な媒体による広報活動

取組状態の総合評価	状態
総合◎	満点の9割以上の点数
総合○	満点の7割以上の点数
総合△	満点の5割以上の点数
総合×	満点の5割未満の点数

自律度の指標	状態
A	まちづくりセンター等の支援が必要ない状態（大抵のことはまちづくりセンター等の支援がなくとも取組ができる状態）
B	しばしばまちづくりセンター等の支援が必要な状態（一部の取組がまちづくりセンター等の支援なしでは取組ができない状態）
C	常にまちづくりセンター等の支援が必要な状態（まちづくりセンター等の支援なしでは取組ができない状態）

【A地域活動協議会】

自律度	A	B	C
総合◎	①②③④ ⑦	⑥	
総合○			
総合△	⑤		
総合×			

【B地域活動協議会】

自律度	A	B	C
総合◎			
総合○	⑥	①④	⑤
総合△		②③	⑦
総合×			

【C地域活動協議会】

自律度	A	B	C
総合◎	③	①④	
総合○		⑤⑥	
総合△		②⑦	
総合×			

【D地域活動協議会】

自律度	A	B	C
総合◎	①②③④ ⑥⑦		
総合○	⑤		
総合△			
総合×			

【E地域活動協議会】

自律度 総合評価	A	B	C
総合◎	①	②③⑦	
総合○		④⑤⑥	
総合△			
総合×			

【F地域活動協議会】

自律度 総合評価	A	B	C
総合◎	①②③④ ⑥⑦		
総合○		⑤	
総合△			
総合×			

【G地域活動協議会】

自律度 総合評価	A	B	C
総合◎			
総合○			
総合△			①②③⑤ ⑥
総合×	⑦		④

【H地域活動協議会】

自律度 総合評価	A	B	C
総合◎			
総合○		①②③⑤ ⑥	
総合△		④⑦	
総合×			

【I地域活動協議会】

自律度 総合評価	A	B	C
総合◎	②③⑥⑦	①④	
総合○	⑤		
総合△			
総合×			

【J地域活動協議会】

自律度 総合評価	A	B	C
総合◎	①③④		
総合○		⑤⑦	②⑥
総合△			
総合×			

【K地域活動協議会】

自律度 総合評価	A	B	C
総合◎	②③④	①	
総合○		⑤⑥⑦	
総合△			
総合×			

【L地域活動協議会】

自律度 総合評価	A	B	C
総合◎		①②⑥	
総合○	⑤	③④⑦	
総合△			
総合×			

II まちづくりセンター等の運営の参考とするためのアンケート

鶴見 区

目標	まちづくりセンター等の支援を受けた団体が、支援に満足している割合
割合	84.1%

※割合を算出するにあたり、無回答数は回答数から除いています。

構成団体数	242
回答団体数	150
回答率	62.0

問1 (一般的に)まちづくりセンター等の支援について満足していますか。(○印は1つ)

	①満足している		②ある程度満足している		③あまり満足していない		④満足していない		無回答		合計	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
回答	38	25.3%	78	52.0%	19	12.7%	3	2.0%	12	8.0%	150	100.0%

問2 (個別に)まちづくりセンター等からの次の支援は地域の皆さんの活動に役立ちましたか。

(○印はそれぞれの項目で1つずつ)

また今後、まちづくりセンター等に対して、どのような支援を期待されていますか。

(○印はいくつの項目でも)

支援の内容	役に立ちましたか										期待している		役に立つ	
	①そう思う		②ややそう思う		③あまりそう思わない		④思わない		無回答		○印		合計	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	実数	割合(%)
1 地域活動協議会の形成に向けた支援	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
2 地域活動協議会の意義の理解に向けた支援	52	34.7%	61	40.7%	25	16.7%	6	4.0%	6	4.0%	70	48.6%	113	78.5%
3 地域の課題やニーズの把握や共有に向けた支援	53	35.3%	66	44.0%	19	12.7%	4	2.7%	8	5.3%	72	50.7%	119	83.8%
4 地域課題やニーズに対応した活動の実施に向けた支援	62	41.6%	62	41.6%	16	10.7%	3	2.0%	6	4.0%	74	51.7%	124	86.7%
5 地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)の有効な活用の支援	40	26.7%	63	42.0%	25	16.7%	9	6.0%	13	8.7%	65	47.4%	103	75.2%
6 法人格の取得に向けた支援	12	9.0%	41	30.8%	40	30.1%	20	15.0%	20	15.0%	16	14.2%	53	46.9%
7 地域活動に関わりが薄かった住民などの活動への参加を促すための支援	42	28.0%	58	38.7%	28	18.7%	11	7.3%	11	7.3%	71	51.1%	100	71.9%
8 地域活動協議会の構成団体同士の連携・協働の支援	34	22.7%	66	44.0%	30	20.0%	10	6.7%	10	6.7%	47	33.6%	100	71.4%
9 地域活動の担い手の拡大に向けた支援	32	21.3%	59	39.3%	42	28.0%	7	4.7%	10	6.7%	69	49.3%	91	65.0%
10 地域活動協議会以外の他の活動主体との連携・協働に向けた支援	23	15.3%	62	41.3%	42	28.0%	12	8.0%	11	7.3%	42	30.2%	85	61.2%
11 地域公共人材の活用に向けた支援	19	12.7%	57	38.0%	46	30.7%	17	11.3%	11	7.3%	49	35.3%	76	54.7%
12 適正な運営に向けた支援	43	28.7%	62	41.3%	23	15.3%	9	6.0%	13	8.7%	48	35.0%	105	76.6%
13 会計事務の適正な執行に向けた支援	53	35.3%	58	38.7%	18	12.0%	9	6.0%	12	8.0%	63	45.7%	111	80.4%
14 広報の支援	47	31.3%	60	40.0%	22	14.7%	9	6.0%	12	8.0%	50	36.2%	107	77.5%

問3 まちづくりセンターの支援により、さまざまな市民活動団体が集まって、地域の活動や地域課題について話し合うことが活発になっていると思いますか。(○印は1つ)

	①そう思う		②ややそう思う		③あまりそう思わない		④思わない		無回答		合計	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	実数	割合(%)
回答	42	28.0%	52	34.7%	33	22.0%	6	4.0%	17	11.3%	150	100%

問4 皆さんの地域において、自律的な地域運営に取り組めるようになってきていると思いますか。(○印は1つ)

	①そう思う		②ややそう思う		③あまりそう思わない		④思わない		無回答		合計	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	実数	割合(%)
回答	23	15.3%	65	43.3%	38	25.3%	5	3.3%	19	12.7%	150	100%

(問4で「①そう思う」「②ややそう思う」と答えられた方へ)

問5 どのような点から、自律的な地域運営に取り組めていると思いますか(○印はいくつでも)

	○印	
	回答数	割合(%)
1 地域の課題やニーズの把握や共有ができています。	54	61.4%
2 地域課題ニーズに対応した活動が実施できています。	55	62.5%
3 地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)を有効に活用して、地域課題の解決が図られています。	25	28.4%
4 法人格の取得に向けた取組ができています。	7	8.0%
5 これまで地域活動に関わりの薄かった住民などの活動への参加が促進されています。	35	39.8%
6 地域活動協議会の構成団体同士の連携・協働ができています。	45	51.1%
7 地域活動の担い手が拡大しています。	12	13.6%
8 地域活動協議会以外の他の活動主体(企業やNPOなど)との連携・協働ができています。	12	13.6%
9 地域公共人材の活用ができています。	11	12.5%
10 議決機関(総会・運営委員会等)の運営など、適正な運営ができています。	37	42.0%
11 会計事務の適正な執行ができています。	43	48.9%
12 多様な媒体による広報活動ができています。	23	26.1%
13 その他	2	2.3%
全回答数	361	410%

問6 今後も、まちづくりセンターのような総合的・全般的な支援窓口(そこに行けば何でも相談できる窓口)が必要だと思いますか。(○印は1つ)

問2の支援内容などについて

	①必要		②支援窓口があればよい		③必要無い		無回答		合計	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	実数	割合(%)
回答	103	68.7%	23	15.3%	1	0.7%	23	15.3%	150	100%

問7 その他、まちづくりセンター等へのご意見・ご要望等がございましたら、何でも記載してください。

(主な内容)

<ul style="list-style-type: none"> ・ご支援ありがたく思っています。 ・今後も引き続き、支援をお願いしたい。 ・人手不足のようなので人材を増員してほしい。 ・まちづくりセンターの具体的な役割、活動内容が見えていないためまいちよくわからない
--